(3) 具体的な取組内容

監査機能の独立性の確保・指揮命令系統の一元化

- 〇理事長直属の監査部が一元的に所掌
- ○監査スタッフ全員が本部監査部に所属(ブロック担当の監査スタッフはブロック本部に駐在)

監査業務の厳格化・効率化

- 〇リスクアプローチやモニタリングを通じた、不適切な業務処理の発見、進捗管理の確認
- ○リスクアセスメント調査の結果を踏まえ、リスクが高い分野等へ重点監査項目を設定
- ○監査結果に基づく、不適切な事務処理等への改善提言、定期的なフォローアップ、適切な公表
- ○監査業務を実施するにあたり必要な全ての記録、職員及び物的資源へのアクセス権限付与
- ○過去(5年間程度)所属したブロック本部管内の年金事務所の監査は担当しない
- ○同一部署への監査について、原則として連続しての担当はしない
- ○定期監査以外に、抜き打ち監査等を実施

民間の知見、外部監査の活用等

- ○民間手法、ノウハウの導入が必要な特定分野について外部監査を定期的に実施
- ○民間の監査経験・監査資格等を有する者を10名程度採用
- ○定期的に外部専門家を招いて監査研修を実施
- ○内部監査協会等の外部団体主催の研修に参加、監査資格等取得を奨励
- ※内部監査における現状の問題点の分析や社会保険庁において試行的に行うリスクアセスメント調査の結果を踏まえ、機構における効率的・効果的監査の具体化を検討。

(参考) 日本年金機構における三様監査

- > 監査法人等による「会計監査」
- > 監事による「監事監査」
- > 理事長直属の組織による「内部監査」

内部

監査

等を

補完

	会計監査人監査 (公認会計士又は監査法人監査)	監事監査 (監査役監査)	内部監査
法的根拠	日本年金機構法42条	日本年金機構法12条	法的根拠なし
監査目的	機構の業務運営の透明性の確保の観点から、その財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示していることを担保	大臣への提出の際に意見を付記	理事長と直結した内部監査部門 により、適正で、効率的、効果 的な業務運営を確保
監査主体	公認会計士、又は監査法人	監事	内部監査部門
監査人の選任 (任命)	厚生労働大臣	厚生労働大臣	理事長
監査範囲	財務諸表、事業報告書(会計に関する部分)、決算報告書の適正性	機構の財務状況機構の業務状況	会計処理手続きの遵法性業務の経済性、有効性、効率 性
監査対象	財務諸表事業報告書(会計に関する部分)決算報告書	財務諸表事業報告書決算報告書	監査対象となる会計記録、業務、 事象
報告先	厚生労働大臣	理事長又は厚生労働大臣	理事長、理事会

